

令和2年 第96回(定例)神河町議会会議録(第4日)

令和2年9月16日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和2年9月16日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 安部重助	8番 藤森正晴
2番 三谷克巳	9番 藤原裕和
3番 藤原日順	10番 栗原廣哉
4番 小寺俊輔	11番 澤田俊一
5番 吉岡嘉宏	12番 廣納良幸
6番 小島義次	

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 小林英和 主事 山名雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事
副町長 前田義人 真弓憲吾
教育長 入江多喜夫	建設課長 野崎直規
総務課長 日和哲朗	地籍課長 藤田晋作
総務課参事兼財政特命参事	上下水道課長 谷総和人
..... 黒田勝樹	健康福祉課長 桐月俊彦
総務課参事兼情報発信特命参事	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事
..... 岡部成幸 保西瞳
税務課長 長井千晴	会計管理者兼会計課長

住民生活課長	高木 浩	山本 哲也
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院事務長 春名 常洋
	平岡 民雄	病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員
地域振興課長	多田 守	井上 淳一朗
地域振興課副課長兼農林業特命参事		教育課長兼給食センター所長
	前川 穂積	藤原 美樹
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事
	藤原 登志幸	高橋 宏安

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（廣納 良幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより再開いたします。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 96 回神河町議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

早速日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（廣納 良幸君） 日程第 1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可いたします。なお、議会運営基準第 91 条及び 91 条の 2 の規定により、質問は 1 要旨 1 問ごとに行い、質問方法は一問一答で行うとしております。議員 1 人につき、質問、答弁を合わせ 60 分以内となっております。終了 10 分前と 5 分前にはブザーを鳴らし、60 分を過ぎると、質問中、答弁中にかかわらずブザーによりお知らせし、議長より発言を止めます。

議会基本条例第 12 条第 1 項においても、会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするための一問一答方式で行うと定めております。同条第 2 項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると、議員に反問できることを認めております。また、同条第 3 項では、議員及び町長等は限られた時間内で効率的に議論を深めるための心得として、発言に当たっては要旨を簡潔に述べるように努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めております。いずれも会議の活性化を図るためのものでございますので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、5 番、吉岡嘉宏議員を指名いたします。

吉岡議員。

○議員（5 番 吉岡 嘉宏君） 5 番、吉岡です。一般質問を始めます前におわびを申し

上げます。前回、6月定例会のときに、これまでの私の一般質問の提案事項の進捗についてということで、いっぱい上げさせてもらったんですけども、いっぱい過ぎて、美術展の働きかけの話と幼稚園、保育所の副食費、おかず代ですね、この無料化について、関係課におかれましてはせっかく答弁用意されておりましたのに、私の段取りが悪くて御迷惑をおかけしまして、今回になってしまったということでおわびします。申し訳ございませんでした。すみませんでした。

それでは、改めて一般質問を始めます。まず、1つ目です。銀の馬車道美術展の開催の働きかけ、これをどうだというふうをお願いしておりました。中播磨県民センターや銀の馬車道ネットワーク協議会で協議をするという回答でございましたが、どのような話になりましたか、お尋ねをします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の1つ目の御質問にお答えさせていただきます。

この美術展開催につきましては、昨年6月議会において議員から御提案をいただきましたが、これまで実施されてきた人情喜劇が終了しましたので、その後のイベントとして、6市町出身の著名な地元芸術家の皆さんの美術展を6市町でそれぞれ開催してはどうかとの御質問でした。

銀の馬車道沿道市町の住民の地域愛の醸成という点では、よい取組であると思いましたが、御提案いただいて早々に担当課から日本遺産「銀の馬車道・鉦石の道」推進協議会の事務局である中播磨県民センターに協議したところです。しかし、それぞれの美術作品は大変貴重なものであり、保存、保管、移動、展示などは慎重を期す必要があります。精通した専門業者への委託が必要であったり、また、保安上、警備体制の取れた空調などの設備を満たしている美術館での保管が必要ということもあり、これには相当の財政負担も想定されることが分かってきました。また、議員から御質問を受けた以降の中播磨管内事務局会議では、日本遺産推進協議会は3年間の文化庁補助金が昨年度で終了しており、限られた財源の中で最低限の事業に絞って継続しようとしている中、6市町持ち回りの合同美術展を開催することは現実的ではないとの見解になっております。

しかしながら、地域の芸術家や偉人をより広く皆様に知っていただくことは大変重要であることから、それぞれの市町や各施設で実施される美術展、イベントや作家の紹介をパンフレットや関連イベントなどで紹介していくなど、手法を変えた形で情報発信し、理解を深めていただくことができると考えています。その一環として、9月4日から6日に開催しました第15回神河町美術展に併せて、橋本寛海氏水墨画の特別展示を行ったところであります。また、美術展という点では、文化庁補助金の3年間で、金・銀・銅文化プロジェクト事業が実施され、福崎町出身の国際的な石の彫刻家、牛尾啓三氏らにより各市町に6つの石の彫刻作品が制作され、この8月に最後の作品が姫路港飾万津に設置され、完了しました。神河町では、道の駅「銀の馬車道・神河」に設置されて

いますが、ぜひこうしたことももっと情報発信できればと思います。

また、議員御提案の趣旨でもある人情喜劇事業の終了に伴う地域愛の醸成という点では、昨年度、神河町が担当し実施しました、沿道の高校生たちに関わってもらい、この地域の魅力づくりを話し合ってもらおう高校生フォーラムを継続実施していくことになっています。今年度につきましては新型コロナウイルス感染症感染防止から、一堂に会し意見交換する回数を制限し、オンラインによるテレビ会議などを開催しながら実施することとしております。こうした取組を通して、一層の地域愛を醸成していきたいと活動しているところでございます。

以上、吉岡議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。これ、マスク取らせてもうてもいいんですかね、これがあるから。じゃあ、アクリル板ありますので、マスク取らせてもらいます。テレビ見ておられる方もよろしく願います。これで話がしやすくなります。

今、丁寧な答弁ありがとうございました。また、神河町出身の橋本寛海さんの水墨画というか、日本画と申しましょうか、それも神崎公民館で9月4、5、6の神河町美術展できれいに飾ってありました。私も見に行きまして、我が神河町の生んだ作家のすばらしい作品を見せてもらって、心が、僕は温まりました。本当に、やっぱりそういう立派な巨匠の絵は誰にも見てほしいなというふうに思っています。

さっきの町長の答弁の中で、銀の馬車道高校生フォーラムの話がありました。フォーラム、私もグリンデルホールであったときに見に行かせていただきまして、高校生の提案ですね、こんなことはどうだという話で、僕はそのときにええなと思ったんですが、生野のムーセ邸、フランス人技師跡のムーセ邸、きれいな洋館ですね、そこで結婚式やったらどうだと。あ、これは、すばらしい提案、高校生するなど、ちょっと話横行ってすみませんけど、思とんですね。フォーラムして提案はいいんですけど、その後の実行、例えば、今申しましたムーセ邸での結婚式、これは具体的に詰まっているのか。フォーラムでやられたことについて言いっ放しではなくて、実現、いや、実はこんなんでいいですよとあればうれしいんですけど、その辺どうでしょう。真弓課長かな、願います。

○議長（廣納 良幸君） 真弓ひと・まち・みらい特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼アグリイノベーション特命参事（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。吉岡議員の御質問にお答えいたします。

昨年高校生フォーラムで、最終4つの提案がされたということでございます。その中の1つに銀の馬車道沿線をバスで巡るとか、その中に、最終、ムーセ邸での結婚式ができるようなそういうツアー的なものにならないかというふうな御提案だったと思います。この高校生フォーラムでいただきました御提案を、できるだけ実現に向けてやっていこうということでは話をしておるんですけども、今年度につきましては、まだこの提

案が具体的にこういうふうにしていこうというところには至っておりません。今後の課題であるということは、メンバー皆さん共通の認識として捉えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。説明は分かりました。高校生が必死で知恵を絞って銀の馬車道沿線の繁栄について考えてくれてますので、我々大人としては実現に向けて一つでも、実現に向けて頑張ってもらいたいと思います。それはそれで、ありがとうございました。

銀の馬車美術展に戻るんですけども、文化庁の補助金とかがもう昨年度で終了、これは私も承知をしております。なかなか姫路市美術館にお願いをして、いろんな、例えば浜田観さんの日本画を持ってくるとかいうと、警備であるにしても搬出にしても非常に大変やということはいくらも分かります。お金的に、きっちりしたいもんをやりようと思うと1回300万も500万もかかると僕は思いますわ。それは分かります。

とって、せっかく9月の4、5、6、神河町美術展で寛海さんの絵を、巨匠の絵を皆さんに披露した。僕は本当ええことやな思とんで、ここで、ちょっとコレクターの人を知ったりまして、そのコレクターの方から橋本寛海さんの絵も実は展示したんですね、郡内の方です。当日、9月6日にもお越しで、2人で話を神崎公民館でしたんですけども、結構、姫路の浜田観さんの作品なんかも持っておられたり、それから当たり前のことですけど、福崎町の松岡映丘、これは柳田國男さんの弟、松岡五兄弟いうて、もうすぐ立派で優秀な柳田國男さんの兄弟衆なんですけど、その中で日本画家の松岡映丘さんの作品も所蔵をされているというようなことで、頑張れば四、五人でコレクターでできますと、やれますと、展示会ね。銀の馬車道協議会もちょっとお金的にも困るいうんであれば、そこはもう一旦お休みいうことにして、せっかくの機会でせっかくの発案をみんなでしょんやから、続けようよということでもあります。ミニ展示会ですね、神河町でいうとロビー展、神崎公民館とか中央公民館でロビーがあります。あそこに20作品程度を10日間ぐらいの期間で、ロビー展で町民に広く見てもらおうという手法がありますので、これでこうやったらどうかなというような話をコレクターの人と私も話をしました。ただし、今コロナウイルスの関係がありまして、それ、ワクチンができたり、特效薬ができたり、来年の夏以降にないともうあかんねという話もしたんですけども、その際、神河町で1回目やるとして、ロビー展やるとして、そういったときに開催場所ですね、一つその協力を町のほうにお願いしたい思うんですけども、ここら大丈夫ですか。教育長に聞きましょうか。ロビー展やるときの協力、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。今御提案をいただきました。今の橋本寛海氏の作品についても、美術展で展示をさせていただいて御覧いただいたことにも触れていただきまして、町長にも触れていただきました。いい機会であったなというように

思っております。それから、ロビー展につきましても、絵画でありましたり写真展でありましたり、その都度開かせていただいております。

今、御質問の中であった想定、これは本当に貴重な美術館で所蔵クラスの絵画についての展示である場合には非常に大ごとになるということで答弁、それから御質問のほうにいただいておりますけども、ロビー展クラスと申しますと失礼かもしれませんが、そこでできるクラスのものであれば対応は可能かなというふうに考えておりますが、まだちょっと、今お話をいただいたところで具体的にちょっと絵が浮かんできませんのでありますけども、通常のそういう形で実施される、開催される場合には可能かなというふうには思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。ひとつまた来年の秋以降、具体的に詰めていきたいと思っておりますので、また町の執行部のほうにおかれましても御協力よろしく申し上げます。銀の馬車道美術展の話は、これで終わります。

次に、これまで私の一般質問の提案事項の進捗という中の2つ目、幼稚園、保育所の副食費、副食費というのはおかず代、おかず代のほうが高いんですね。主食費というのは御飯、パン、これは月800円のもので、おかず代は3,000円近く、高いものがありますが、これの無料化ができないかという提案でございます。子ども・子育て会議での議論の状況と、それから、先ほど申しましたけども、新型コロナウイルス対策で特に子育て世帯の負担というものがクローズアップされ、町でも地域振興券2万円の配布とかいうような交付ということで町も力を入れて理解を示している中で、子育て支援ということで、副食費のおかず代を無料にできないかなと。

これは、県内5市町で、町でいうと猪名川町がもう2020年4月から完全に主食費、御飯代ね、うちで言う800円やけど、一月、これも副食も全て無料ということで非常に思い切ったことを、町で猪名川だけです、やっておられるんが。そういったことで、神河町においては子育て支援頑張ると思うんですよ。特に、乳幼児の医療費の助成制度、病院行ったときに原則無料ですよ、一部負担金も取りません、お父さん、お母さんの所得制限もしませんということで、神河町は医療費でいうとトップリーダーですね。子育て支援について物すごく、僕は力が入ってるなというふうに思ってます。

9月の10日の決算委員会の中で、僕も本当にそうやなというふうに共感したんですけども、藤原日順議員のほうから少子化の質問がございました。私も改めて質疑応答を聞いてってしみりなっちゃったんですけど、令和元年の出生者数は47、ちなみに今年の成人式は111名の参加、欠席しとっての人もおってやから130人ぐらいで1学年ね、それがもう半分以下に、元年についてはなつた。神河町、僕は一生懸命な町やと思とんで、以前も平成25、26年頃に40人台があったんですね、それからしっかりと盛り返して、若者世帯の家賃の補助とかね、家建てたらマックス190万補助金出しますとかいうことで盛り返して、73人ぐらいまで盛り返したことがありますので、僕

は底力ある町やというふうに本当そのとき思うたんで、施策は、そのとき藤原議員も言われてましたけども、町も知恵出さないかんし、議員も知恵を出さんといかんという、こういう話やったと思います。

その中の一環として、僕は議員として僕なりの考え、知恵として、こういう副食費、おかず代ですね、これについても無料にして、財政的に苦しいんやったらコロナの期間、1年とか2年で暫定的でもええんで、子育て世帯に手厚くしてあげられへんかなという、こういうことで質問をしています。答弁のほう、よろしくをお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2番目の御質問にお答えさせていただきます。

幼稚園、保育所の副食費の無償化につきましては、昨年12月議会において3歳から5歳の保育所、幼稚園の副食費を無償化できないかという御提案をいただきました。また、このたび1年でもいいので、定額給付金を使って実施できないかという御質問でございます。幼児教育の充実という観点からは、子ども・子育て会議を設置しております、給食関係につきましても御意見をいただいているところです。

昨年10月に開催した子ども・子育て会議では、幼児教育・保育の無償化が実施された際に、副食費につきましては国の施策どおり保護者負担を求めていくということで、確認をいただいております。そして、本年8月25日の子ども・子育て会議でも、改めて委員の皆様へ御意見を伺いました。委員からは、昨年10月に保育料が無償化されたが、その趣旨の一つに、家庭環境が十分でない世帯の救済につながるということがあるので、そういう点では、子供の保育環境が改善できるのであれば、副食費についても無償化してもよいのではという意見も少しございました。一方、3歳から5歳の中で、保育所や幼稚園に通っていない児童との不公平が生じるので、無償化は好ましくない。1食当たり200円程度で、今でも十分に安い設定となっており、食べる以上は負担するのは当然だと思う。また、保育所の運営者側の意見として、昨年の保育料の無償化以降、副食費の負担についての不満は聞いていない。栄養管理したものを提供するにはそれなりのコストがかかっており、保護者負担も必要だと思うというような意見を多くいただきました。

以上のとおり、結論といたしましては、今後も現行どおり取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

吉岡議員の質問の中でも言われておりました神河町の子育て支援施策については、他市町にはない神河町独自の支援策がたくさんあるというふうに言っていたところでございます。私もそのとおりだというふうに思っています。実は、問題なのは、そういったいろいろな施策をどのように情報発信できているのかというところが重要なところというふうに思っております。我々としては情報発信しているつもりであっても、それが本当に隅々まで届いているのか、そういったところをもう一度点検させていただいて、特色ある施策について幅広く情報発信をしてみたいというふうに考えております。

以上で、吉岡議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。これまた、丁寧な答弁ありがとうございます。

ちょっと確認の意味で質問しますけども、これ、副食費、おかず代を無料化すると、以前聞いたときに教育課長のほうから、年間で幼稚園110万円、保育所が100万円の町の財源が必要と回答がありましたけど、これは合ってるでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。幼稚園、保育所副食費を無償化した場合ということで、昨年度お答えしておりました、本年度の人数に当てはめた場合につきましては、少し人数が増えているというところもございますので、合わせて約255万円というところでございます。以上でございます。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 令和2年。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） はい、そうです。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。255万円の一般財源が必要ということとであります。

ちょっと角度を変えます。財政特命参事に聞きます。この255万円を、一般財源ではなくて特定財源ですね、補助金、国、県の補助金、何かいいメニューないかなというふうに、今、聞いて思ったんですけども、どうでしょうかね。何かメニューないですか。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。副食費に関する一般財源以外の特定財源というところで、まず御提案で地方創生の臨時交付金ということで、コロナの関係を含めて考えることはどうかというところでございます。それにつきましては多分、多分といいますか、それは可能であるというふうには思います。ただ、長い目で見えていくと、制度としての無償化というところが効果になっていくのかなというところでいきますと、コロナウイルス関係で地方創生交付金を使いますと、給付型、補助型ということで、一過性なところの形になっていくというふうに思います。

そういう中で、コロナに関する財源について、少し子育て関係の部分についても申し上げますと、まずは子育て世帯の地域商品券の助成事業ということで、町独自のものでやらせていただきました。それから、別途、児童手当に1人当たり1万円の追加というところの、国の子育て世帯臨時特別給付金というようなところがございます。この子育て世帯に対するコロナの環境の影響というところで、十分であったかといいますと、その辺は十分なことはできていないのかもしれませんが、ただ、地方創生の臨時交付金につきましては、少し幅広くやらないといけないというところがございます。かなりの高額の限度額ということで通知をいただいている中で、いかにコロナの関係の部分幅広く

やっていくか。考え方としましては、横断的で総合的にコロナ対策に資するというようなところで考えてございまして、というところの中で、なかなかこの地方創生交付金を充ててっていうふうには、今のところ実施計画も出させてはいただいているんですが、そういうふうなところのものは考えていないというか、できていないというふうなところかなというふうに思います。

そうしまして、このコロナの関係以外でというふうなところで特定財源何とかというところになるんですが、この辺につきましては具体的にどのような特定財源が考えられるかというふうなところは、今少し私の頭の中にはちょっと浮かんでないんですけども、ただ、言われているのが、制度的に無償化をして、この人口や出生数が減っていくところを何とかというふうなところにつなげていくということでございますので、それにはそういう重要なところも含めまして、ほかにもいろいろな行政課題等、それから行政サービスというところは求められている中でありますので、それは財政の全体の総額の中で、何かそういうようなことは考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。ただ、一般財源につきましては、もう御存じのようにどんどん縮小傾向というところでございますので、今後も副食費の無料化というのも含めて、そういう子育て対策については、財政的にも可能なところということについては検討してまいりたいなというふうに思います。

少し、ちょっとお答えになったかどうか分かりませんが、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから補足といいますか、考え方について述べさせていただきます。

金額で申しますと、今教育課長が答弁しましたように、年間250万円という状況でございます。その250万円を、例えば10年間負担すれば2,500万円ということでありまして、金額を見たときに逆に言えば、逆に言えばというか、そのぐらいの金額であればできないのかという、そういった考え方が当然出てくるわけでございます。新型コロナウイルス感染症対策に伴う地方創生臨時交付金の用途について、これまでも神河町議会、議員の皆様方と議論もさせていただいた中で、例えば水道料金の基本料金の免除であるとか、そういったところをできないのかという、そういうこともございました。それについては、基本料金について触るつもりはないという、それ以外のところで、何とか共通した町民の皆様方にこの対策が打てないものかというふうなことで、国の2次補正の中で、1世帯当たり1万円の地域商品券というふうな形でさせていただいたところでございます。

それと同じように、給食の副食費についてもいろんな考え方がございます。金額の問題ではなくて、私といたしましては子ども・子育て会議の出された意見はやはり尊重しながら、利益を得る方もいらっしゃる、預けていらっしゃる保護者については、

預けなくてもよい環境があるからというところではございますけども、子ども・子育て会議の中で、公平性というところから副食費は応分の負担はいただくべきだというふうなこと、相当の減額もされているんだからというふうな意見でございます。いろんな要素を踏まえまして、神河町、執行部といたしましては、副食費につきましては金額の多い少ないにかかわらず現状のまま維持させていただきながら、それ以外のところで、神河町で住んでいただければこんなほかにはないすばらしい政策、そしてまた教育環境があるんですよ、そういったところをもっともっと外に向かって、内に向かってPRをしていきたい、このことを基本にこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。町長のほうからプラスアルファの話聞かせていただいて、一律町民にひとしく利益が出るような考え方でコロナ対策についてはやったんですよと、だから水道料金についてもそうじゃなくて共通したこと、剰余価値を生み出すような考え方で自分はやるんだと、これ、再認識というか、町長の基本的な考えですね。それは何も尊重せんといかんし、そうだろうなとは思いますが、この件はこれでもうしゃべんのはやめますけども、令和元年47人しか生まれへんかったと。V字回復しとったんですね、46とか44の数字がぼおんと70人ぐらまで上がったことがあって、じりじり下がってきて元年で47人ということなんで、関係している父兄の、父兄いうか、保護者の方たちが子ども・子育て会議の中で、いや、もう無償結構ですよという、その話も分かるんですけども、それは会議に出ておられる方の話であって、全体的に子供をお持ちの方が全員そうなのかいうたら、それは分からへんということもあると思うんですね。しかし、子ども・子育て会議の議論結果を尊重するという、それは民主主義ですのでそれは分かるんですけども。今言いましたように、本当に出生者数がかなり減ってるという中で、何かカンフル剂的にこういうことは僕は必要やなど今でも思ってますので、町執行部のそういう答弁いただきましたけども、こういう出生者数が推移していくと、次何かやらんとあかんという、だから副食費についても吉岡がこんなこと言うとしたなあいうことを、執行部の人は頭に置いてほしいと思います。これで、幼稚園、保育所の副食費無料化の件については終わります。頭置いてほしいなというくりです。

次に参ります。街路灯、防犯灯の維持管理についての質問です。

私の趣旨としましては、県道、通学路、バス路線など公益的な意味合いの強い路線に設置する街路灯、もしくは防犯灯の設置と維持管理費は町で御負担できないかなと、こういうもんでございます。御答弁のほどお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

防犯灯、街路灯の管理区分につきましては平成28年9月議会の決算特別委員会で、2町合併から10年以上が経過し、防犯灯の設置管理状況に見られるとおり、従来から

2町での取扱いに差異があり、その後も調整が図られていない事業を精査し、住民サービスの公平性確保の観点から早期是正に努められたいとの提言をいただき、その後神崎エリアと大河内エリアでの実態調査を実施し、また区長会、議会との協議を重ね、設置基準の見直しを行いました。

まず、防犯灯については、合併時のすり合わせにおいて、防犯灯の設置及び維持管理については新町発足までに大河内町の例により調整するものと定めていたことから、大河内町のルールである、住居エリア内は集落管理、集落間等の住居エリア外は町管理とすることといたしました。次に、街路灯については、国道、県道、町道においては兵庫県道路照明施設設置基準に基づき設置されており、街路灯などの局部照明は交差点、橋梁、屈曲部、横断歩道、道路の構成要素が変化する箇所、あるいは道路利用上から特に必要がある場合に設置するものとされており、今後においても、管理者、設置者は、公共性が高いと判断できる箇所については兵庫県道路照明施設設置基準及び設置例に基づき検討するものとしております。以上のとおり、防犯灯、街路灯、管理区分の見直しについては、平成30年12月21日、区長会、役員会において御承認をいただき、平成31年2月、民生福祉常任委員会及び区長会で御報告をさせていただいたところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、吉岡議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。街路灯と防犯灯についての取決めについて、町長のほうから説明をいただきました。

私も前職、住民生活課におりまして、住民生活課長経験もあるので、本当に質問するのは僭越やなと思いつつも、ここでケーブルテレビ御覧なっておられる方もおられるので、もう少し詳しく現在の防犯灯についての公費負担と区負担の違い、これについて住民生活課長のほうからもう少し詳しく説明お願いをします。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。吉岡議員からのお話であります公費負担と集落負担の違いですけれども、先ほど町長からも説明をいたしましたとおり、住居があるエリアにつきましては集落負担、それから例えば集落間の住居がないエリアにつきましては町負担ということで、以前は、旧神崎町になるんですけれども、通学路におきましては町負担でやっていた場所もございました。ですけれども、この31年2月の区長会でありますとか議会のほうにも報告をしたんですけれども、その折のすり合わせによりまして、今言いました旧大河内町エリアでの基準に基づいて全ての防犯灯の設置管理をしていくということに決定をさせていただきました。以上でございます。（「100%ですか」と呼ぶ者あり）そうです。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） そしたら、今の町管理と区管理におきますちょっと数

の報告をさせていただきます。まず、町管理ですけれども、旧神崎が126基、それから旧大河内が70基、合計196基が、今現在におきます町管理の防犯灯の数でございます。区管理ですけれども、これは関西電力のデータに基づく数値ですけれども、1,734基、これは2年ほど前のデータの数ですけれども、区管理の防犯灯でございます。そして、区で防犯灯を新設をされる場合ですけれども、町からの補助制度がございます。そして、その場合に新築の支柱を立てる場合につきましては定額2万円の補助金がございます。そして、関西電力の電柱を、既設の電柱を使う場合、これは1万の補助があるということでございます。町が新設をする場合は、全て町負担になるということでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。説明ありがとうございました。

今日のメインの話をして。町で街路灯または防犯灯してもらわれへんやろかなという御相談が住民から2件もらってます。その話で、この一般質問にしました。1つは、本当僕もグレーゾーンやな思とんですけども、寺前駅があって、寺前駅からあの前、県道長谷市川線通ったりまして、そこから寺前駅から県道長谷市川線、長谷のほうを向いて、大河内郵便局があって、割烹山水があって、森林組合があって、あの辺ね、僕も気がつかんかったんですけども、めちゃめちゃ暗いんですわ。ほんでね、こういう話やったんですよ。吉岡議員は車で晩でも走るから分からだろうけども、あそこ、例えば鍛治の方が電車に乗って帰ってくるのに、晩なったら、あの前通ると水路が走ってってね、山陽採石側、東側やね、道の東側、水路があるんですね。はまりそうになると、暗いから、照度がないと。特にあの場所は寺前と鍛治が入り組んだ場所で、寺前の人ばかり使っとうわけでもないし、鍛治の人ばかり使っとうわけでもないし、グレーゾーンですわ。実際、本当に暗いんで、あの辺のことについて、僕は公費負担で何本かつけてあげんと川はまったくしてやなという、僕も危ないな思いました、夜歩いたからね。そういうところがあるんですけども、こういうケース、細かいことを言いますけども、どういう考え方で説明させてもらったらいいのかなと。僕は公費負担でやるべきや思うんやけども、住民生活課長、どうでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。吉岡議員の御提案ですけれども、寺前駅から立岩製材の南の三差路ぐらまでの間の東側の歩道部のことだと思いますけれども、先ほどの町長が説明いたしました街路灯の設置基準には合致しないと思います。となれば防犯灯の新設によりまして対処ができるものと考えます。ですけれども、今後におきまして地元の区長様から御要望があると思いますけれども、その場合におきましては、それを受けまして現地調査をさせていただきまして、先ほど町長が説明を申しました住居エリア内は集落管理、集落間等の住居エリア外は町管理というその原則に基づきまして、設置者の判断をさせていただきたいと思います。以上ござい

います。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。どうもありがとうございます。そして、ちょっと協議していただいて、私も議員しとりながらうかつやったんですが、あの辺が暗いということに気がつかずに、危ない目に住民の人も遭っていたということなので、十分配慮してほしいと思います。

次の2つ目の声は、こういう声を聞いたんです。柏尾地内の県道加美宍粟線沿いの照度不足で、これは中学生の通学路になってます。これも、そういう話があって、これも一緒です。晩、車でしか通らへん人間は全く分からないので、懐中電灯を持って2日ほど僕は歩きました、最近ね。最近になって歩きました。とっぶり日が暮れたケースと薄暮どきと、両方やってみたんですね。あの柏尾の県道沿い歩くと、LEDに防犯灯替わっとうから明るうなっとなですよ。街路灯もしっかりついてる。しかし、それは県道の歩道じゃなくて、南側、歩道のない人が歩きにくいほうで、そこは自転車通学してない。要は歩道部分がどうなんだという、こういう話なんですね。

全く真っ暗いわけじゃなくて、部分的に3か所ね、僕は暗い思いました。1つ目は喫茶ファミリーさんのあの周辺、それから2つ目が、これ盲点やったんですけど、柏尾の中心部の消防警鐘台の周辺、警鐘台そのものは街路灯か何かついとってめちゃめちゃ明るいんやけど、もうちょっと横行くと暗かった。それから、最後、マエジマ自動車さんからずっと東行った部分ね、お地藏さんみたいなもんがあって、あの辺。その3点が非常に問題やな思いました。僕、懐中電灯で歩いたんですけども、マエジマ自動車さんから次の民家までの間は山がせり出しとって、たまたまやけども太い枝が何本か落ちてましたわ。これに気がつかんとこけたりパンクしたり、中学生がですね、なったらいかなというふうに思います。その辺、僕はその3か所を取りあえずというか、もうそれで構へんよと周辺も言うたったらもうそれでええと思うんやけども、そこを直してほしいなというふうに思います。

柏尾を歩いて、東柏尾も足を伸ばしました。東柏尾の街路灯はすばらしいです。これは、もうぜひ守っていただいて、東柏尾の住民のために、今も町が街路灯の電気代払っとなんですけども、これはぜひ続けていってほしいと思います。きちっと電柱1本越しぐらいで、電柱3本あったら2本街路灯がついというイメージで、明るくて気持ちよく夜間のウォーキングが僕できました。この東柏尾のレベルまで柏尾も持って行ってくれ、そこまでお金も要るし言えないとは思いますが、ちょっとこの辺、柏尾、東柏尾隣接してますので、えらい差があるなというふうに僕は思ったんで、少しでも東柏尾のレベルにならないかなというふうに思ってます。この辺ですね、通学の話が出ましたので、教育課のほうの、再度何かお考えとか回答ありましたらお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。御意見あ

りがとうございます。柏尾から東柏尾の間の街路灯につきましては、防犯灯ですか、暗いということについては、以前、小島議員さんからも質問いただいたり、また吉岡議員さんからも委員会の中でも御指摘をいただいているところがございます。その際にも、私たちも現地確認をさせていただいて、確かに暗いところが何か所かあるというところも確認をさせていただいたところがございます。

今回、前のときも子供たち、生徒たちに意見をお聞きして、暗いところがあるというところだったんですけども、今回改めて、もう限られた子供じゃなくて、またこの柏尾、東柏尾に限定したんじゃなくて、全員に一度アンケートを取らせていただきました。ただ、1年生はまだ冬の暗さを経験しておりませんのでまだ分からないということで、2年生、3年生に対して、今下校で、特に暗さの面で困っていることがあれば申し出てくださいというところで御意見を伺って、20名近くの者から意見を伺いました。その中で、今回の柏尾、東柏尾の区間について意見を書いた子の意見では、特に暗くて困っているというところの申出はなかったというところがございますのと、ただ、ちょっと生徒会の役員の中でこの該当の子もおりましたので、その子に確認してみましたら、確かに暗いところはあるけれども、自分の自転車のライトがあるというのと、それから下校時には車がかなり走っているというところで、特段下校に対してちょっと暗いな、怖いなど思ったってということはないという意見をいただいております、また議員さんも言っていただいたようにLEDに、ちょっと対面にもあるんですけども、少し明るくなっているというところがあって、一番は自分のライトというところもあるというところがございます。また、そのほかの意見としましては、ちょっと歩道でこけたりというところもありましたが、学校のほうに確認しましたら、やっぱり通行のマナーいうんですか、2列に縦列で走ったりとか、そういったところもかなり影響しているというところで、その部分については学校のほうからしっかりと指導していくというところの確認を受けているというところがございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。アンケートまで取っていただいて、しかも全員に取っていただいて御苦労なさってもらってありがとうございます。ありがとうございました。

子供らはどうもないからもういいだろうという話ではなくて、例えば高校生だって通るし、中学生だけじゃないんですね。地域住民も夜自転車で乗ってる人もおってやろうし、さっき僕が言ったようにウォーキングしている人もいるだろうし、中学生だけの問題でもないんですね。中学生が一番使うて、僕はそのことが一番気になっとなやけども。

ここで、また角度を変えますね。建設課長にお聞きします。暗い明るいのは人間の感性によるものです。科学的に何ルクスないと駄目だよという、さっきも基準の話で町長のほうから説明があったんですけども、夜間照明ですね、歩道を照らすのは何ルクス以上ないと駄目なんですか。お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

道路照明、歩道の照明の明るさの基準でございますが、神河町としては基準を持っておりません。また、町長の答弁にもありましたように、兵庫県道路照明施設設置基準、これに基づいて道路照明をつけることにしておりますので、そちらのほうにも確認しましたが、県のほうも日本道路協会が出している道路照明施設設置基準に基づいて設置するんだというふうに聞きました。それを調べましたところ、歩道の照明につきましては、通行量のあまり多くない道路について、またその地域としましては住宅地域、この地域におきましては3ルクス、平均照度は3ルクスあればいいですよ。通行量の多い住宅地域の歩道につきましては5ルクスでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 建設課長、ありがとうございます。

すみませんけども、そしたらね、今私が申しました柏尾地内の通学路について、何ルクスとか、そういうことは調べておられますか。

○議長（廣納 良幸君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎でございます。加美穴栗線の中学校の通学路につきましては、設置したときに確認はしておりません。大体、大体言うたら変ですけども、連続照明ですので等間隔に設置できるようにいうことで設置をしている、それとあと、町が設置しました道路街路灯と、それから常に加美穴栗線で道路管理者である県のほうが設置しておられる道路街路灯がございますので、その辺の設置位置も考慮しながら設置をしております。以上です。ですから、測っておりません。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。もう時間ないんですけども、そしたら一遍、調査してもらえますか、調査。そして、また委員会等で何ルクスでしたよということで、やっぱり照度は確保してほしいと思います。どうですか。

○議長（廣納 良幸君） 野崎建設課長。

○建設課長（野崎 直規君） 建設課、野崎です。行政の責任としまして、やっぱり基準を満たさないとあかんと思いますので、その辺は検討させていただきたいと思いますし、また神河町通学路交通安全協議会というものもございますので、そこで一遍諮って、検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（廣納 良幸君） 以上で吉岡嘉宏議員の一般質問は終わりました。

○議長（廣納 良幸君） ここで暫時休憩します。再開を10時15分といたします。

午前10時03分休憩

午前10時15分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

次に、10番、栗原廣哉議員を指名いたします。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） おはようございます。10番、栗原です。通告に基づき、一般質問をさせていただきます。本日は、2つあります。まず1つ目が、神河町における小学生等の安心・安全な通学について。2点目は、神河町における人事評価制度についてであります。

まず、最初に、神河町における小学生等の安心・安全な通学について。

急激な少子高齢化が進んでいる中、神河町の宝物である小学生等の安心・安全な通学方法等について、教育課では本年7月20日から8月28日の間、熱中症対策として下校時のマイクロバス運行を計画、実行され、していますが、地球温暖化の中で先行したすばらしい対応であると思います。これまでの徒歩通学児童の自宅から学校までの距離は、たしか4キロであったと思うのですが、この距離をこのたびの対応と同じく3キロに変更することが可能であれば、小学生の通学における安心・安全がより高まると思うが、町としての考え方についてお聞きします。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。それでは、栗原議員の1つ目の御質問にお答えさせていただきます。

この夏は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため夏休みを8月8日から8月16日までの9日間に短縮し、本来なら夏休みである期間についても登校することになりました。近年、ますます地球温暖化が進み、比較的涼しい神河町におきましても非常に厳しい夏となっており、学校においても新型コロナウイルス感染症対策と併せ、熱中症対策が欠かせない状況となっております。

さて、下校時にマイクロバスを活用した件でございますが、対象は登校班の形成により若干の差異はございますが、おおむね3キロ以上の児童といたしました。対象の人数は、神崎小学校で66名、寺前小学校で34名、長谷小学校で6名でございました。神崎小学校と寺前小学校についてはマイクロバス2台を活用しましたが、2台で賄うため、両校の下校時刻をずらす、あるいは2往復するなどの特別な取扱いをいたしました。また、長谷小学校では教師がワゴン車で送りました。

今回、バス通学の基準を4キロメートルから3キロメートルに変更することはできないかという御質問でございますが、バス通学の拡充につきましては以前から御要望や御意見をいただいております。熱中症対策や少子化による1人下校など防犯面の対策などを踏まえ、検討を重ねているところでございます。今回、3キロメートルを一つの目安とし

て実施いたしました。文部科学省の見解では、小学校で徒歩通学おおむね4キロメートルということが示されており、3キロメートルを基準とすることが適切であるのかどうかを含め、今後は距離を目安にした検討だけではなく、安全面や体力面など多角的に、また総合的に検討し、よりよい方策を探っていきたいと考えております。

以上、栗原議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 夏のバスの送迎ですが、具体的にどのように運用されましたか。ちょっと教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。先ほど教育長が説明させていただきましたマイクロバス2台を活用したのと、長谷小学校につきましてはワゴン車を活用したというところでございます。1台のマイクロバスにつきましては町が所有しておりますマイクロバス、またもう1台につきましては神姫グリーンバスのマイクロバスを活用させていただきました。路線バスに乗れば路線バスを活用するということができたくはございますけれども、児童数の人数が多いというところがございますので、今回こういったマイクロバスを臨時的に運行させていただいたというところでございます。

どの児童をバスに乗せるかというところでございますが、おおむね3キロというところで区切りをさせていただいて、ただ本当に少子化になっておりますので、登校班が形成できないというところがございますので、そのところは学校で検討をいただいて、3キロに満たないところの地区においても登校班の関係でバスを使用したというところがございます。そういったところでございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 3キロ送迎でよかったところ、それから悪かったところ、あったらちょっと教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。3キロ送迎でよかったところでございますが、本当にこの夏、例年夏が非常に気温が上がっているんですけども、この夏はより一層、昨年にも増してというところございましたので、本来なら登校もというところがあったんですけども、そのバスの運行上、下校だけにさせていただいたというところございまして、下校で2台で何とか賄うというところございましたので、特に朝はまだ比較的涼しかったというところもございましたので、下校時刻、また夏休みを短縮したというところございまして、授業時間も暑さの体力面等を想定しまして、基本的には5時間目で下校させるというところで設定をいたしました。そうしましたら、一番暑い時間帯の2時から3時ぐらいに下校になるというところになってしまいますので、少し早めて1時半下校というところでしたことによりまし

て、バスに乗車できたことにより、熱中症対策が確保できたのではないかなというところでございまして、もしこのバスが利用してできないということになれば、例えば始業時間を繰り上げて下校時刻を後ろに持っていかとか、そういった工夫も考えなければならなかったんですけども、今回はそういったことはせずに早めに下校させることができたというところがよかった点かなというところでございます。また、保護者の方からもよかったと、有り難かったという意見も少しいただいているというところでございます。

悪かった点といいますか、改善があればというところは先ほど少し申したんですけども、登校時についても活用ができたというところでございます。その点は保護者の方にも理解いただいて、下校時のみというところに対応させていただいたというところと、もう1点につきましては、議員さんがおっしゃられますように、本当に防犯面、また熱中症というところがありますので、このままの体制を引き続きというところが実現できれば理想かなというところでございますが、今申し上げましたように、寺前小と神崎小の下校時刻をずらしたりとか、また2台のバスをピストン運行させたというところでございますので、今の3キロというところを基準にした場合については、絶対的にバスが不足するというところの問題が出てまいります。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） この送迎を通じて感じられた問題点、また課題、簡単にちょっと教えてください。ちょっと質問変えます。いいですか。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。先ほど課長が、いいところ、それから悪いといいますか、改善点も申し上げたんですが、それともちょっと関連すると思うんですが、よかったところは本当に熱中症対策と。いろいろと熱中症対策を考えさせていただいたんですが、なかなか時期的な問題であったり、物が足りなかったり、もうどこもそういうことを、例えばこのぬらしてするスカーフといいますか、タオル的なものであるとか、そんなこともいろいろと検討はさせていただいたんですが、うまくいかなかった点がありまして、それやったらうち独自でいけるバスを活用する、そういうところはできないかということで今回取組をさせていただきましたが、3キロということもあったんですが、今徒歩通をしている子の中で遠い子から取っていくということが一つございまして、その中で3キロメートルぐらいが一つ目安になるかなというところがあったんですが、そうしますと、これは2キロにしたり3キロにしたり4キロにしたり、どこで区切っても同じだと思うんですが、やっぱりバスに乗れる子と乗れない子が出てくる。何であの班は乗れて、私らの班は乗れへんのやという、本当に極端に言いますと、今もそうなんです、道一つ隔ててそちら側は乗れるけど、こちらは乗れないみたいなことが今回のことでも、多少こちらもよく学校を通して子供たち、それから保護者のほうにもよく説明をして理解を得た上で実施したつもりだったんですが、もちろんそれについて

ては十分配慮したつもりなんです、その辺のやっぱりどこで区切るかとか、それから登校班、それから地理であったり、いろんなことが絡んできます。その中で、1本やっぱり線を引かなければならなかったと。それは学校も非常に苦慮した点でございますけども、子供たちもやっぱりそこで納得はしているんですが、それでも前から議員もおっしゃるように、目の前バスが通っていくと乗りたいなという心情は誰でも湧くわけでございますけど、その辺が一つ課題として残ったのは事実でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） そのとおりやと思います。ただ、私がちょっと問題やと思ったのは、例えば長谷小学校については先生が送ったと。こうなったときには、やっぱり事故が発生したときのこととか考えとかなあかんですよ。あと、距離の問題じゃないんですけど、やっぱり将来的にはスクールバス、それから路線バス、コミュニティバス、これを話し合って、教育課、ひと・まち・みらい課、ひいてはもう役場の中で進めていかなあかんようになってくると思うんです。いずれまた学校が統合したりということもあり得ると思うんで。前にも話があったんですけど、上越知の生徒は、帰りは送るんですけど、来るときには送ってもらえないんですよ。夏も恐らく下までで終わったと思うんですが、上越知の生徒自体は今何人おるか御存じですか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 越知谷校区の上越知から神崎小学校へ通っている者につきましては、6名でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 上越知からは7名です。その一番遠いところ、一番高いところに住んでる子供、これが一番低学年なんです。実際に測ってみたら、越知のバス停からその子の家まで1.4キロから1.5キロありました。1年生の子がああ重たいかばん背負って1.5キロ登っていくんですよ、一番小さい子がね。やっぱりその辺のこともちょっと配慮した考え方を持っていてもらいたいと思うんです。私は、何でその4キロから3キロっていうことを今話してるかといいますと、やっぱり神河町の宝物である子供、この子らを異常気象とか、例えば熱中症、それから局地的な豪雨、自然災害、また交通事故、それから犯罪から守る、やっぱりそういうことをしてあげたいなと思って言っております。

具体的には、私らが子供の頃というのは結構、あそこに今見えてます最明寺ですね、あそこまで中学校の頃やったらウサギ跳びで行ってました。今の子は、クラブ活動中に水を飲まなあきません。私らのときは水は飲むなということやったんです。それがこれだけ変わってきたというのは、やっぱり地球の温暖化じゃないかと思うんです。

次に、交通安全面では、やはり整備ができてないところがたくさんあります。横断歩道ですね、例えば新野の駅前の横断歩道、交差点やのに横断歩道は1か所しかありません。

ん。どういうことなかなというので、私も警察のほうに聞いたんですが、カーブで曲がってる道なんですね。人が待機する場所がないから、1か所しかつけられなかったと。ほなそれをつけ直すことはできるんかと言うたら、やっぱり土地を改良してもらわんと、たまりをつくらんとできないと。あと、例えば新野の団地から下りてきて、新野の駅前通るところに横断歩道をつけてほしいという要望もありました。それも1回申請で声かけてみたんですが、横断歩道と次の横断歩道間の距離が150とか200メートルなければつけれないと、こういうことやったんです。今、長谷・市で比延までは道が広がってきてます。そこから向こうというのは歩道がありません。路側帯だけです。やはり難しいんですが、道路設備をきちっとしてほしいっていうのもなかなかすぐできることじゃないんで、その辺からもやっぱり子供たちのためにバスを利用した、3キロでバスを利用したっていうのも一つの方法じゃないかと思います。それと、あと、車両等の量がもう昔と違います。かなり増えてますよね。だから、この法律が4キロって決められたのは、多分昭和32年か3年ぐらいのことやったと思います。今はもう令和の時代ですから、少しでも変えていってもいいんじゃないかと、それが2点目の理由です。

3点目は、やっぱり子供が犯罪に巻き込まれるおそれがある。これは私が前職のときに実感したんですが、多可町、あと加西市、それから三木市、小野市、この辺で連続した幼児の誘拐事案がありました。いたずら目的の幼児の誘拐です。十数件ありました。これはどういうことかなって思って、捕まえてから本人に聞いてみたんですが、幼児は抵抗しないと、だから幼児を狙うんやと。どういう狙い方したんやと。学校から子供が出ていくときには集団で出ます。ずっと家に近づくにつれて1人減り、1人減り、最終的に1人になる、そこを狙うんですと。ちゅうことは結局距離にも関わらないところもあるんですが、1人になる、そういうときにはやっぱり危険を感じますね。神河町の場合、例えばカクレ畑にシングルマザーさん入ってます。子供おります。カクレ畑行く途中、人が無人になるところがあります。怖いですね。そういう観点から、私はこの4キロから3キロということを提言したいと思って話しております。だから、実際に、スクールバス、コミュニティバス、路線バスの問題をどうして話し合われぬのか、それが不思議でしゃあないんですけど、一応その辺ちょっと説明していただいけませんか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。御意見ありがとうございます。教育課といたしましても、通学問題、過去にも何度かバスの拡充というところは議論をしております、以前にもあったんですけれども、例えば今は犯罪面、熱中症対策というところがすごく大きなところを占めておりますが、その当時はまだ体力面であったりとか、学校運営上の問題、例えばバス待ちがあるとかというところもございまして、なかなか進展していなかったというところがございます。しかしながら、現在においては地域からの要望も受けておりまして、検討はしております。また、

ひと・まち・みらい課とも検討を進めておりました、具体的にひと・まち・みらい課と協議するに当たりましては、ある程度人数というところを確定しないとバスの確保というところがございますので、一番は教育課としてバス利用者をどこまで増やすとかというところの基本的な部分をまず確定して、ひと・まち・みらい課に相談させていただくというようなところで、ひと・まち・みらい課長とも話をさせていただいているところがございます。なかなか、先ほど申し上げましたような課題が立ち塞がっているというところがありますので、進んでいない状況というところがございますが、先ほども回答にありましたように、今までは少し3キロというところにこだわっていたという部分もがございますので、登校班の結成もございますが、3キロにこだわらず総合的に判断をいたしまして、まず教育課としてどの部分までがバス利用というところを基本線を出しまして、ひと・まち・みらい課に、例えばスクールかまたコミバスの利用かというところも含めて、検討をしていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 栗原です。今分譲地になってますしんこうタウンありますね。しんこうタウンの生徒、結構ようけおるんですよ。1年生はいないんですけど、2年生が3人、3年生が6人、4年生が6人、5年生が11人、6年生が3人、5歳児が4人、4歳児が4人、3歳児が7人、ここの距離がちょうど3キロです。だから、しんこうタウンなんかやったら人数的には十分満足できるんじゃないかと思うんです。それと、新野駅を利用してる小学生、1年生から6年生まで、これ20名おります。これも駅までの距離は測ってみたら2.6キロなんですけど、駅に来るまでの距離を合わせると3キロ超えます。ここの1か月の定期代が960円、3か月で2,730円、6か月で5,200円、もし可能であれば、この定期の補助なりを一つ考えていただけたらありがたいと思うんです。

次、バスの関係なんですけど、神河町のコミュニティバス運行計画検討委員会があるんですが、これで話、ここ1年されたことありますか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。コミバスの検討委員会自体については、この間は少し開催ができていないという状況になっております。現在、デマンドの社会実験等を実施しておりますので、その辺りの結果を受けながら開催はしていく予定とはしておるところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） ほな、この1年じゃなくて、この会議自体は今まで何回されましたか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

これまでに何回という数字はちょっと把握はしておりませんが、必要に応じて会議を開催をして、コミバスの運行に関わります議論をしていただいておりますというところでございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 回数は分からないけど、その都度しているという返事なんですけど、この会議の目的は何ですか。前にも1回質問したとんで、多分把握されと思うんですけど。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） 藤原でございます。開催目的としましては、コミバスによりますところの住民の移動手段の確保をするための諸課題を解決していく、あるいはその議論をしていただくという場であるというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） この会議の目的は、高齢者、障害者等の日常的生活ニーズに即した移動手段、また通勤、通学の移動手段としての町内コミュニティバスの柔軟な運行の在り方を検討する、こうなってますよね。これ、スクールバスとの検討も考えてもいいんじゃないかと思うんですが、その辺どうですか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。中身については検討をしていくべき課題であるというふうに思っておりますけれども、先ほど教育課長も答弁をされましたように、現在その在り方といいますか、こういった形で運行していくのがいいのかといったところを、少し教育課内部でも詰めていただいております。そういった中身が確定してきた時点で、ひと・まち・みらいも含めて庁内で検討した上で、この委員会のほうに議題としてかけていきたいというふうに考えておるところで、そういった形で今、進んでおるところでございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 今、話しました全てについては、全てやってくれていても無理だと思います。できることからぜひ検討してもらって、神河町の宝物である小学生等を安心・安全な通学に確保していただきたいと思います。これで1問目の質問は終わります。

次に、神河町における人事評価制度についてであります。

神河町における人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び上げた業績を公正に評価することで、職員の主体的な職務の遂行及び高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力、実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能力の向上につなげ、最終的には住民サービスの土台をつくることを目的として、平成28年度から実施しているが、これまで約5年間の具体

的な取組と成果についてお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。それでは、栗原議員の2つ目の御質問にお答えをさせていただきます。職員の人事管理に関することでございますので、事務部門の調整を担っている立場、また各部門の職務実態においても人事評価者として各課所属長面談を実施している責任者でもありますので、答弁をさせていただきます。

まず、人事評価につきましては、地方公務員法において職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないと定めております。そして、御質問のとおり、平成28年度には条例化が義務づけられましたので、当町においても28年度に給与条例の改正を行うとともに、神河町職員の人事評価実施規程を整備し、翌年、29年には神河町職員に関する勤勉手当成績率運用規程を定めました。当町の人事評価制度は多くの自治体と同様に、業績評価と能力評価の2本柱で構成しています。業績評価は、半期ごとに各職員がそれぞれに立てた目標に対して、その内容が適正であるか、さらにそれを達成させるためのスケジュールや水準について、管理職は私と、その他の職員は各所属長と期首面談の中で、双方の合意目標として設定しています。そして、期末面談ではその目標達成水準に基づき、達成できたかできなかったかの評価、その水準、あるいは改善目標があるのかないのか、さらには次のステップへの課題や工夫を明らかにする取組として実施を行っています。また、能力評価については、1年を通じての振り返りであり、所属長、職員ともに定められた項目、例えば所属長でいえば倫理、構想、判断、説明、調整、業務運営、組織総括、人材育成といった大項目と、その判断基準としての小項目を踏まえた自己評価、その他の職員は倫理、知識、技術、コミュニケーション、業務遂行の4項目となっています。そして、業績評価と同様に、管理職は私が、その他の職員は所属長が面談し、評価結果を伝えています。そして、その評定結果に基づき、期末勤勉手当、昇給への反映を行うという制度です。人事評価で大切なことは、その目標にありますように、組織全体の士気高揚を促し、公務能力の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台をつくることです。この組織全体の士気高揚を促すためには、職員一人一人のモチベーションを上げ、組織力を最大化することが必要であると考えています。そして、職員のモチベーションを上げるためには、職員としての能力と目標に対する業績に対して、その取組状況と結果について自らが気づくよう面談することが重要であると思っています。一般的にティーチングやコーチングと言われており、面談者に十分な知識やスキルと、人を育む気持ちが必要です。

御質問の5年間の成果としては、課員は各管理職と、各管理職は私との面談により評価するため、評価結果に対する納得性が高く、面談時に様々な話をするにより信頼関係の構築にもつながっています。その結果として、人事評価を行うことにより役場全体としての業務効率が上がり、最終的には住民サービスの向上の土台となるための意識

の醸成への実践ができていることが一番の効果であると考えております。

一方で、今後の課題と問題点としては、一つに、評価は絶対評価としておりながら、総人件費を引き上げる処遇ができないため相対評価としなければなりませんので、頑張ったことに対する処遇への反映がされないことに対する職員側からの不満やモチベーション低下につながる点。また、公正な評価ができるのかといった点について不安感がありますので、今後の人事評価検討委員会での運用合意をまとめていくことが必要である。2つ目は、評価者による評価水準のばらつきをなくすため、評価者、被評価者ともに人事評価記録書作成の意義をしっかりと踏まえた中での記入と、各業務等へのPDCAサイクルにしっかりとつなげていくこと。3つ目に、改めてこの制度を、組織にとって人材育成、能力開発のツールとしてしっかりと活用していくことであると考えています。

以上、栗原議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） まず、この法律ができた背景についてちょっと教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。背景ということでございますけれども、私たち地方公務員の法律の中で定められております、私たちは全体の奉仕者として公共の利益のために全力で職務に当たるということを、職員になった際に、全ての職員がサービスの宣誓ということで行っております。その時点から私たちに与えられた一番の任務といいますのが、いかに住民の満足度を高めるか、公共の福祉といいますか、住民生活がよくなるためのそういった仕事ができるかということであるというふうに思っています。そのために、その都度人事評価を実施しなければならないというふうに法律で定めておまして、そのことをこれまでもしっかりとやってきた。そのことが先ほども副町長からの答弁でありました内容で、あくまで人材育成と能力開発というところでもあります。このことがしっかりとできるようになるために、さらに具体化を図ったというのが、平成28年度の地方公務員法の改正ということになるかと思っております。

何のためにやるのかというところが一番重要でありまして、例えば私、人事管理の部署の立場にいますので、よくいつも課員と話をしたりとか、そういう状況の中で、いつも自問自答してるようなところがあるんですけども、組織がうまく機能する、組織が一つになって一つの目標を達成していくという、そういうことが住民にとっては一番重要だというふうに思っています。分かりやすい例で言いますと、例えば高校野球の甲子園の常連校、なぜ強いかというふうによく考えるんですけども、それは一つの大きな優勝という目標があります。それに向かって、それぞれの部員が自分の得意な分野、そして苦手な分野も含めてですけども、それぞれの技術力を上げていく、そしてその結果が一つの結果として優勝というふうなところ、甲子園への出場というふうなところ

に結びつくというふうに思っています。行政については、先ほど申し上げたように公共の利益という、ここの部分が本当に理解をするのは難しいなというふうに思いますけれども、それらをさらに分かりやすくするために、それぞれの個人、部署において業務目標というものを設定をして、その中でスケジュール管理をしっかりとしているというのが現状でございます。その辺りを含めて、今後も引き続きしっかりと取り組んでいくというところでございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 総務課長の長い説明でした。ただ、私思うには、この背景は、厳しい財政事情、それから行革による職員数の減少、それから高まる住民のニーズ多様化、これが背景やと思うんです。私が勝手に思っとんかもしれませんけど。

次に、人事評価とは何ですか。ちょっと教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。人事評価とは何ぞやということですけども、この住民ニーズにしっかりと応えていくための一つの手段、手法というところでございます。先ほど議員の御質問の中で、財政状況を勘案してということがございました。もちろん私たちの公務員は、いわゆる税金で雇われているというようなことをよく言われますけれども、全てのこの社会構造そのものが、受益と負担ということで成り立っているというふうに思います。その中で、私たちに与えられた仕事というのが民間の企業とは違う、特に公共の福祉、公共の利益というようなところが大きくクローズアップをされているというふうに思いますので、そういったところで、それぞれの部署においてしっかりと目標を定めて取り組んでいるというところでございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 人事評価とは、差をつけるということですが、簡単に言いますと。

次に、副町長の説明の中で、その評定結果に基づき、期末勤勉手当、昇給への反映を行うという制度ですと説明がありました。神河町においては、この制度は今、動いていますか。実際に反映してますか。教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。人事評価制度としましては、制度としてはしっかりと制定をして、活用をさせていただいております。

先ほど議員の御質問の中で、差をつけるということがあったかと思えます。現在の取組状況の中では、差をつけることを第一というふうにはしておりません。それぞれの個々の能力がさらに発揮されるためのいわゆる支援いうものを、面談であったりとか、業務目標の設定であったりとか、さらに言いますと、様々な研修、そしてまた住民の皆様との関わりですね、そういったことを通して職員が成長させていただいてるなというふ

うに感じています。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 総務課長、今説明ありました。ただ、総務文教委員会の際に、平成30年度の評価のところ総務課の回答で、現実問題として、評価者は被評価者に対し忙しくて正しく見ることができない現実がある。だからこそ、自己評価をしっかりと行うことで自分自身の仕事の質を高めていくことが重要とありますが、これが本心なんですか。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。本心というよりも、研修で学んだことというものを議会の中で報告をさせていただいたというところでございます。評価者は、被評価者に対してしっかりと感謝の念を持って、そしてまたこれからの期待も含めて、面談をしっかりとやっていく、次につなげていくということでありまして、なかなか忙しくて評価ができないという、この部分について、さらに被評価者のほうから私たちが実際にやっている中身をしっかりと、いわゆる評価者である上司に報告をしていく、その中で、何に困っているか、どういう課題があるかといったようなものを、今度は評価者がしっかりと引き出していき、そしてその新たな課題に向かってさらにまた目標を設定をして、そして取組をしていく。そのことはPDCAということでの、いわゆる計画、実行、チェック、アクションという、またそういった取組になってこようかというふうに思っております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） ここにおられる役場の執行部の方、それぞれみんなが優秀であると思います。優秀な方がいっぱいそろって、なぜ人事評価制度が5年たって明文化されてないのか、その辺が不思議で仕方ないんですけど、その辺はどうですか。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほどの明文化されていないというお尋ねでございます。先ほどの副町長答弁の中にもありましたけれども、平成28年に神河町職員の人事評価実施規程、そして29年に神河町職員に関する勤勉手当成績率運用規程というものを定めております。この内容について、実は例規のほうに掲載がされていないというところが一つ問題でありまして、従来から例規については基本は条例、ただ、規則の部分についても多くを掲載しておりますけれども、そのさらに細分化された要綱であったりとか、実施要領、実施規程といったようなものについては、現在掲載されていないというケースが多くございます。これは先般の委員会の中でも御質問をいただいて、今後の課題ということで大変重く受け止めている部分ではありますけれども、この内容については、平成30年の5月委員会だったかというふうに思いますけれども、その際にペーパーで議員の皆様方にはお配りしたというところにとどまっておりますので、この内容が広く町民の皆様方に見ていただけるようなことになっていな

いということについては、少し今後は考えていく必要があるかなということではございますが、しっかりと、どういうんですか、評価をされて認められた結果が処遇に反映をされていくという、そういった内容で整備をいたしておりますので、この規定を今後はどうのように生かしていくかということになってこようかというふうに思っています。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 私がその質問したのは、福崎町の場合は人事評価実施規程が制定されて、パソコンで出しても出てきます。それが、神河町の分は出てこない。説明ちょっと聞いたら、規程と規則は議会の承認が必要ではなく、条例ではないので公表する必要はない。明文化することは必要でない。そういう言い方やったんです。ただ、やはり意思として、この法律をやるんやという明確な意思を出すためにも、やっぱり明文化は必要じゃないかと思います。

次に、この制度の大きな目的は何か、総務課長、副町長の説明もありました。人材育成やと思うんです。やっぱり若い子を鍛えていく、教えていく、優秀な子が今たくさん入ってきております。神河町役場、国公立の大学を出た子がたくさん入ってきております。執行部の方もしっかりしておられます。ただ、それが住民に伝わってないんですよ。発信力が乏しいのかなと思うんです。例えば私聞きに行って、住民の方と話したら、役場のことで分からないことがたくさんあると。何で教えてくれないんやろなというような質問がよくあります。例えば具体的には、小学校の跡地活用について、あと公共施設である体育館、温水プールの問題、道の駅の運営状況、峰山スキー場の状況、こういうことをやっぱり住民の方は欲しておられます。断片的な話でもいいから、その都度教えてほしい。例えば越知谷小学校なんかやったら、いろんな人が入ってきてると、入ってきてるんやけど、誰が来て何をしてるんか分からないと、こういうことなんです。だから、形としては、それは当然、区長会は2か月に1回あるんですけど、区長さんをお願いしてでも、やっぱりみんなに分かるように断片的な話でも伝えてあげんと、役場は何をしよんかなと、議会も一緒なんです。議員も11人おって、11人がどんな活動しとんや、何をしとんやとよく言われます。同じことやと思います。やっぱり、どうしても公務員というのは的になってきます。一般の人いわく、私らは例えば商売してて、お客さんが来んようになったら店は閉じなあかん。なら、もう給料もなくなる。公務員はそういうことないですよ。だから、やっぱり同じ土俵に立ってもらうぐらいの気構えを持ってほしいということらしいんです。

結論的には、住民にとって昇進システムとか評価システムは、はっきり言ってどうでもいいことやと。職員のモチベーション、最大に引き出され、良質の行政サービスが行われたらそれでいいんやと。やっぱりそういう感覚なんですよ。給与についても、別に給与総額がはっきり分かればその中で差をつけてもらっても、別にそれは直接関係ないから。やっぱりそういうあれであります。やはり、どうしても一般が厳しい世の中に

なっておりますんで、厳しいという意識改革を持ってほしいと。そういうことで、この勤務評定もやっていかなあかんと思うんです。現実問題として、勤務評定はしてます。しかし、反映してません。給料にも昇給にも反映してません。ここをやっぱり最重点で直していかなあかんと思うんです。

ちなみに、病院のほうの勤務評定はどういうふうにされてますか。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院総務課特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。病院も役場の運用に準じまして、会計年度任用職員も含めて取り組んでおります。ただ、医師の部分については、取組ができていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） ありがとうございます。私も昔からよく言うんですけど、若い人を指導していく上で、口だけで言ってもやっぱり若い人はついてきません。山本五十六の言葉がありますよね。やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば人は動かじ。話し合い、耳を傾け承認し、任せてやらねば人は育たず。やっている姿を感謝で見守って、信頼せねば人は実らず。悪いほうに捉えずに、やっぱり若い子を育てる、人材を育成するという信念で、この人事評価を行ってってもらいたいと思います。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。大変ありがとうございます。

本当に、神河町、合併して、普通会計職員180名が、平成27年に130名ということで目標達成しました。それから、130名のラインで今いるわけですけども、3分の1の、現在、職員が、合併後の職員ということになってきました。組織が、皆さん感じていただけたと思いますけれども、かなり大きく若返りが図られています。

そういう中で、一番の課題は、これまでのやはりベテランといえますか、業務の継承といえますか、そういったところ。そして、また若い人たちの新たな発想、想像力、そして活気、元気といったようなものも含めて、町民の方にいろんな分野で好影響が出てきているというふうには思っております。ですから、この人事評価制度をしっかりと若者育成のために活用するというところでございますが、育成をしようと思えば、我々評価の立場にいる職員としましても、しっかりと成長していくということは必要でございますので、そういったところをしっかりと肝に銘じてこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、議員各位、そしてまた町民の皆様引き続きの御指導、御鞭撻をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 今の総務課長の答弁で、今から前向きにやっていく、若い者を育てていくっていうことはよく分かりました。また、その結果についても後々教

えてください。

これで本日の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 以上で栗原廣哉議員の一般質問は終わりました。

○議長（廣納 良幸君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時20分といたします。

午前11時09分休憩

午前11時20分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

続きまして、6番、小島義次議員を指名いたします。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島でございます。通告に従いまして、順次質問させていただきます。

最近、政府はIT化、あるいはデジタル化の充実に力を入れております。今朝もニュースを見ましたら、デジタル庁も新設されたようでございます。最近は、通信機器の発達から、携帯電話やスマートフォンは多くの人の必需品になっております。それがなければ、仕事はもちろん生活も不自由であるという時代になってきました。スマホの利用者はだんだん低年齢化しまして、赤ちゃんでも親からスマホを見せられて時間を過ごすときがあるとのこと。スマホの家庭での使用については、それぞれの家庭で状況が違っていると思いますが、まず、中学生の家庭での使用実態はどの程度であるのか、調査はされたことあるでしょうか、お伺いします。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。小島議員の1点目の御質問にお答えをさせていただきます。

中学生の家庭での使用実態でございますが、保護者へのアンケートを実施しております。その中で、お子さんが使うことができるスマートフォンはありますかとの問いに、あると答えた方が88%ございました。また、昨年度の3年生へのアンケート結果では、1時間以上スマートフォンを使用しているかとの質問に、77%の生徒が、はい、または大体使用していると答えております。生徒本人所有の携帯電話あるいはスマートフォンにつきましては、50%強の生徒が持っているというふうにご答えておりますのが実態でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。全国的に見ましても、中学生がスマホを持っているという人数がだんだん増えてきていると、将来的には、この田舎といえますか、地方でも78%と、都市部と変わらぬぐらいの持ち数になるんではないかと思っております。中学生がスマホを、今度は学校へ持ち込むことの是非について、保護者の方は

要望等あると思いますが、どの程度あるのでしょうかお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。今の御質問につきまして、お答えをいたします。

保護者の要望の程度につきましては、学校では、現在スマートフォンの持込みは原則禁止としておりますが、現時点で、保護者からの持込み要望はほとんどございません。ただ、本当に一、二例と申しますか、少ない数でございますが、緊急の連絡を取らなアカンことがあるということで、どうしても持込みを認めてほしいという特別の申出があったことがございました。その際には、特別の事情であるということ considering 認めたことがあると、そういう対応をしたことがあるということでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。

文科省は、中学生が学校へスマホなどを持ち込むことは原則禁止としていますが、この8月1日に、持込みを認める4つの条件を設定するように通知を出したということです。それによりますと、生徒の利用率の上昇、あるいは部活動で帰宅が遅くなるというようなことを踏まえまして、4つの観点から条件をつけております。

まず1つは、学校での管理方法と紛失時の責任の明確化をすること。2つ目は、学校や家庭による危険性の指導をすること。3つ目は、学校と生徒らが協力したルールの策定づくり。4つ目に、閲覧対象を制限するフィルタリングを保護者の責任で設定することと、これらの4つを提示しています。この条件を満たせば持込みを認めています。文科省は、2009年、通知では小・中学校への携帯電話の持込みは原則禁止としていたしましたが、最近の事情によりまして、保護者から災害あるいは犯罪発生時の緊急連絡として必要であるとの声が高まってきて、中学生については、この条件付で認めましたということです。このことについて、当町としてはどのようにお考えでしょうか。また、今後の方向性についてお伺いします。

○議長（廣納 良幸君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。ただいまの御質問についてお答えいたします。

今、御提示がありました4条件と今後の方向性につきましては、ちょうど令和2年、今年の9月4日付で県教育委員会から、今、御指摘がありました通知がございました。小・中学校では、携帯電話の学校に持込みにつきましては、教育活動に直接必要のないものであるから持込みは引き続き原則禁止。諸事情により例外的に持込みを許可する場合は、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。あるいは、学校または教育委員会として持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒、保護者との間で先ほど小島議員のおっしゃいました4条件について合意がなされ、必要な環境の整備や

措置が講じられている場合に限って持込みを認めるべきであると、そのような通知になっております。今後は、この通知を踏まえまして、検討し適切な方針を出していきたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。今後も時代に即応した対応をお願いしたいと思います。次の質問に移らせていただきます。

神河町の資源を活用した一次産業、特に農林業の充実についてですけれども、第2次長期総合計画のこれからのまちづくりの課題が25ページにありますけれども、その中に、第一次産業を基幹産業としつつ、観光を町の新たな地域産業として育てていくとあります。現在、新型コロナの時代に入りまして、ちまたでは、これから2年や3年では収まらないし、あるいは10年ぐらいは続くであろうという声も聞きます。また、インフルエンザと同じように流行が繰り返されるであろうとも言われています。その中で、観光も新しい形が模索されておりますけれども、それを大事にしなければなりません。

一方で、当町は8割を山林が占めており、この豊かな宝の森林資源を無駄にしないで生かしていく方法が、これからはさらに重要になってくるのではないのでしょうか。また、自然の山林を活用した産業も大切にしなければなりません。基幹産業としての森林を活用した一次産業をもっと活性化し、資源活用をさらに考えなければならないときではないかと思えます。この点についてどうお考えでしょうか。御意見をお伺いします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の2つ目の質問の1番目についてお答えさせていただきます。

御指摘の森林資源、特に木材の活用については、当面は、従来の国、県の造林補助事業を活用した搬出間伐を促進し、製材用、合板用、チップ用として市場へ供給することにより林業の活性化を推進する方針です。

議員御指摘のとおり、当町の80%以上が森林であり、中でも杉、ヒノキの人工林は約130平方キロメートルと、森林全体の70%以上、町面積の60%以上にも及びます。これらの人工林は、その多くが材価の高かった昭和30年代から50年代に植えられたものであり、杉35年、ヒノキ40年という標準的な伐期を過ぎ、成熟した45年生以上の林が90%近くを占めており、本格的な伐採、利用の時期を迎えています。

一方、平成30年の丸太1立方メートル当たりの素材価格は、杉で1万3,600円、ヒノキで1万8,400円です。昭和55年のピーク時の杉で34%、ヒノキは24%と、いわゆる材価が安い状態が続いており、伐採、再造林のサイクルが停滞しています。また、材価の下落以降は、所有者による間伐や枝打ち等の、いわゆる山の手入れが十分に実施されず、放置に近い状態となっている森林も散見されること、近年の異常な豪雨の多発もあって、防災、町土保全の観点から、人工林の間伐搬出の促進は喫緊の課題となっております。

これまで当町では、国、県の造林補助事業、県と町による森林管理100%作戦推進事業での搬出間伐を推進し、平成25年度からは、町単独予算による森林整備事業を併せて実施してきました。しかし、平成26年度以降では最大となった令和元年度実績でも214ヘクタールと、長期総合計画の目標値である年間300ヘクタールの間伐実施には至っていません。そこで、間伐実施量を拡大し、森林保全と木材供給、利用の促進を図るため、次の施策を実施しており、防災等森林の持つ公益的機能の維持、向上を最優先に考え、今後も当面、これら施策の拡大、推進に努めます。

まず、令和元年度は、町単独森林整備事業による間伐の補助率を、森林環境譲与税を充当して2分の1から10分の10に引き上げました。令和2年度には、この制度を使い、20ヘクタールを超える間伐を予定しています。

また、令和元年4月から施行された森林経営管理法に基づく森林所有者の森林経営に対する意向調査を山林部地籍調査の完了した地区から順次実施し、13年程度で全町実施の予定です。昨年度は大畑地区で実施し、今年度は作畑、新田区で実施しています。この意向調査で、自分で森林を経営する意思がなく、町で経営を任せたいと回答のあった森林のうち、作業道の開設や搬出が可能な経営に適した森林は、町から森林組合等の事業体に経営を再委託し、造林補助事業等による搬出間伐を推進します。また、経営の意思がなく、奥地や地形条件が悪く、伐採木の搬出が困難な経営に適さない森林は、町の事業として森林環境譲与税を充当し、林地の保全、伐採木の流出防止を目的とした切捨て間伐を実施します。

昨年、意向調査を行った大畑地区では、既にその結果を取りまとめ、次のような森林整備の準備を進めています。まず、経営に適した森林での造林補助事業による間伐を推進するために、中はりま森林組合が2つの森林経営計画の策定を目指しています。また、経営に適さない森林では、今年度、森林環境譲与税活用事業で、約60ヘクタールの切捨て間伐と、そのうちの50ヘクタールでの緊急防災林整備を計画しています。また、令和3年度には、県の治山事業による保安林の間伐を実施していただく予定としています。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。

次に、資源の山林や山里を活用した産業としまして、養蜂産業があります。当町でも数少ない農家の実例があるということですが、当町でも頑張っておられるという方がいらっしゃる。しかし、最近では熊の被害が多く、蜜蜂の巣箱を荒らされており、自分で電柵や赤外線カメラの設置などの対策をしているが、被害が減らなくてなかなか間に合わないとのこと。第2次長期総合計画では、基本目標5で魅力と活力の産業を育てるの中で、鳥獣被害の抑制が上げられています。鹿、猿、イノシシなどに加えて、最近の熊出没は新たな脅威であります。防災無線での出没放送の注意喚起もされています。

今のところ人的被害は出ていませんが、いつ住民の方も被害に遭われる事態になるか分かりません。

そこで、被害を起こしている熊への対応は、いわゆる追っ払っているのかとか、あるいは捕獲されているのかなど、被害防止対策はどのような状況でしょうか、お伺いします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2つ目の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、4月以降の熊の目撃は町内ほぼ全域で、8月までに20件以上を数え、昨年度の年間8件と比較すると、頻発と言える状況です。近隣市町の状況等も勘案しますと、町内に出没している熊は、複数頭の可能性が非常に高いこと、また、秋は冬眠に備えるための飽食期に当たり、食物が大量に得られる場所には長時間滞在すること。これらのことから、今後も目撃や遭遇の危険性の高い状態が続くと思われ、住民の安全確保に当たり、注意喚起の継続はもちろん、状況に応じ、必要な対策を行ってまいります。

これまでの状況と町の対応、今後の方針につきましては、地域振興課農林業特命参事から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課特命参事。

○地域振興課副課長兼農林業特命参事（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。まず、春以降の状況を御説明いたします。4月から5月の中旬にかけては、長谷、大山地区での目撃が相次ぎました。5月下旬から6月中は一時減りましたが、7月、8月は活動が盛んな時期となりまして、越知谷、大山、寺前、小田原、長谷、それぞれ各地区で、痕跡も含めまして月に四、五件の目撃があった状況です。この9月10日の夕刻には、4時間ほどの間に南小田と栗で目撃がありました。このケースなどは、複数の個体である可能性が高いというふうに見ております。出没の時間帯は、朝の9時頃までと夕方4時頃以降、これが全体の約9割を占めております。また、目撃の状況としましては、道路上や山中で車から見たというのが約半数、集落内で農作業や散歩中に出会ったというのが約半数ですけれども、幸い事故の発生には至っておりません。養蜂箱を荒らしているという情報は、痕跡を含めて2件ございましたが、いずれも電気柵のない巣箱でございました。電気柵につきましては、養蜂家や県からも、専用のものは一定効果があるというふうに伺っております。また、県の情報では、今年は昨年と同時期と比べて、県でも南部の目撃が非常に多いです。隣接する姫路市の夢前町、市川町、多可町、朝来市の南部等でも目撃が続いている状況です。

次に、これまでの町の対応と今後の方針です。目撃が続きました5月、県の許可を得まして、13日から約2か月間、大川原地内でおりによる有害捕獲を実施しましたが、捕獲はできませんでした。また、住民への注意喚起は防災無線による放送に加え、7月以降は防災ネットかみかわでも情報配信し、誘引物の除去、朝夕の外出を控えてい

ただくよう呼びかけております。これらを利用して、いち早く目撃情報を受信していただくために、防災ネットかみかわや防犯ネットかみかわに登録をしていただくようPRしてまいりたいと思います。

また、この秋はドングリ等の木の実が不作の見込みです。柿の実が誘引となる可能性が非常に高い状況となっております。そこで、次の広報10月号では、外出時や万が一の遭遇時の対応、不要な果実や果樹の除去、養蜂箱も含めた設備等の防御方法等について周知を行うこととしております。さらに、集落付近への出没が続く場合には、有害捕獲を速やかに実施できるよう、既に関係機関とも調整を行っております。

なお、この9月10日から13日にかけて、4件目撃が続きました。8月21日の目撃と合わせますと、5件続けて集落内で直接見たという状況でございます。現場は、栗の1件を除いて、南小田、宮野地内です。このような状況ですんで、この14日、姫路農林事務所とも協議をしまして、現在、有害駆除の準備を進めておる状況でございます。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。住民が安心して生活できるまちづくりとしての取組、できる限り県や関係機関との連携を取っていただきまして、住民が安心して仕事や生活が送れるようお願いしたいと思います。

次に、ミツマタ生産、間伐材の活用、あるいは木材への付加価値、また、特徴ある木材加工など、現在の森林資源の活用として、当町ではどのような施策が実施されているのか、また、その森林資源を活用した生産高は、一次産業、特に農林業の中では何%ぐらいになっているのかお伺いします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

森林資源を活用した施策の実施状況に関しては、御質問にありますミツマタのほか、早生樹、センダンの試験植樹等についても、林野庁から当町へ出向していただいていた野邊町参事の御指導によるところが多く、現在もその取組を続けています。また、森林資源を活用した施策の決算額、生産額についてですが、神河町内では、町が予算執行をする間伐等の事業のほかに、県予算でも多くの森林整備等に係る事業を実施していただいています。

これらのことを踏まえまして、詳細につきましては、地域振興課農林業特命参事から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 前川地域振興課特命参事。

○地域振興課副課長兼農林業特命参事（前川 穂積君） 地域振興課、前川でございます。

まず、ミツマタにつきましてでございます。平成28年度から令和元年度までに、為信、大川原、大河の3地区から、主に森林整備をした後の林内に自生したミツマタの原木を、和紙の原材料として合計約24トン出荷をしております。令和元年度は、為信と大川原

から約4トンを岡山県真庭市の白皮生産者へ出荷しました。この出荷先では、原木の皮を剥ぎまして、黒皮を取り除き、白皮に加工し、国立印刷局へ納品をしております。原木の採集につきましては、葉が落ちた冬に限られる大変重労働なんですけれども、買取り価格が1キロ当たり77円と、これ、今回の場合ですけれども、大変安いこと。出荷先が遠くて運賃がかさむというような課題がございます。森林整備の事業実施後に、休眠してた種が一気に発芽、成長してミツマタが生えてきたというような事例が町内にもございますので、間伐後の副産物となる可能性もございます。今後の事業継続に対し、町としても何らかの支援を検討したいと考えております。

次に、間伐材についてです。町内の森林から間伐によって搬出された原木は、その形状ごとに仕分をして市場へ供給することにより、主に次の用途に供されております。A材と呼ばれる真っすぐな原木、これは主に木材市場へ出荷し、製材用として利用、B材と呼ばれる少し曲がったものや小径木、これは主に合板会社へ販売し、合板に加工。C材と呼ばれる大きく曲がったものや枝等ですけども、これは生野のバイオマス発電所等でチップ燃料として使用をされております。

次に、木材の高付加価値化につきましては、現時点では、これを主眼に町として実施している取組はございませんが、高付加価値化には2種類あるというふうに認識をしております。1つは、下刈り、枝打ち、間伐等の保育作業を適切に実施することで、原木そのものの価値を高める方法です。保安林では、県の治山事業で町内各地で実施されております。また、枝打ちにつきましては、町の単独事業でも補助事業としておりますが、利用が少ない状況です。

もう一つは、原木の搬出や乾燥、加工に手間や工夫を加え、製品としての価値を高める方法です。これについては、森林環境譲与税の充当対象となること、また、町内には木材の乾燥施設がないために、加工や活用が限定されているというような状況もありますので、今後研究を進めたいというふうに考えております。

続きまして、特徴ある木材加工では、現在、町内で12か所の民間の製材所と木工所が稼働をしております。町の施設では、木工芸センターかんざきピノキオ館が、町の指定管理者、株式会社山田営農によって運営をされております。令和元年度には約6,000人の利用があり、小・中学生の工作利用のほかにも、町内外多くの方の創作意欲と、木に親しむ機会をサポートする施設として定着をしております。これら以外にも、森林資源を活用した施策としまして、先ほど町長の答弁の中にもありましたセンダン、これは杉やヒノキと比べて成長が早く、建築材や家具用材としても有用な木でございます。また、神河町内にも多く自生をしており、鹿の食害に強いことから、兵庫県でも災害跡地等への植栽樹種として現在注目、研究されておりますウリハダカエデ、これについては、試験植栽や樹液のメープルシロップへの加工研究、これなどにも取り組んでおります。

次に、農林業施策における森林資源を活用した施策、生産高の割合を御報告いたしま

す。まず、町の令和元年度決算額では、農林業費の支出総額が4億2,643万6,500円。林業費の支出総額は1億1,793万8,107円で、林業施策に要した額は、町農林業施策全体の21.6%です。また、広域基幹林道の開設に係る工事費、造林補助事業等による間伐に対する国、県の補助金、県民緑税事業に係る事業費等、令和元年度中に町内で実施された国、県の事業費、この額の合計は3億3,391万4,974円に上ります。町決算額との合計では4億5,185万3,081円となりまして、農業費の町支出を超えております。

農林業の生産額につきましては、農水省統計表の市町別農業産出額、その他兵庫県林業統計書等の素材生産量の資料から、30年度分の推計値を御報告いたします。神河町の農業産出額は7億1,000万円、林業産出額は約2億2,000万円、比率では林業産出額は農林業産出額合計の約24%となっております。また、平成30年度の兵庫県林業統計書によりますと、神河町の針葉樹の材料用素材生産量は2万1,741立方メートルで、県内では宍粟市、丹波市に次ぐ3位の量であり、県下総生産量の8.8%を占めております。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。詳しい説明でよく分かりました。

町全体としての生産額は約24%とのことですが、今後もこの基幹産業として、森林資源、特に木材の利活用についてはどのように伸ばしていこうとお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

近年の木材利用の取組では、平成30年度に実施した町営柏尾住宅があり、この建設に当たっては、町内産の杉材を使用しています。また、現在行っているものでは、当町へのふるさと納税の返礼品として、町内の宮田木工所で製作した兵庫県産ヒノキの木製椅子があり、好評を得ています。また、今年度、道の駅「銀の馬車道・神河」では、新型コロナウイルス感染拡大による休業期間中に、屋外使用で傷んだイベント用のテーブルを「ピノキオ館」での杉材を使って修繕しました。木材をもっと活用していくためには、公共施設の建設や木質化など、予算や利用の規模が大きなものはもちろんですが、身近なものでの小さな活用、木に触れ、親しむということも大切です。例えばこの議場にある飛散防止用のつい立てのように、身近で使うものを大量生産の工業製品でなく、天然素材である木で、地域の人が作ったものを使うというように、価値観を変えていくことが肝要ではないかと考えています。オーダーメイドに近い木製品を使うには、発注の手間や経済的な負担が伴います。まずは、役場や公共施設の什器類、例えば役場の各課の名前の表示や名札等小さなものから、町内の大工さんや木工所に依頼して製作し、木のよさを身近に感じられる空間にしていくことで、町内での木材需要の拡大に向け、

具体化していかなければなりません。

また、木材需要の拡大につながる可能性のある方策として、さきにも述べましたが、木材の乾燥設備の導入が上げられます。町内には、現在稼働している木材乾燥設備がなく、木材を製品として出荷できない状況がございます。平成25年までは山田の森林組合旧神崎支所で木材市が開かれ、町内産の原木を入手することができましたが、近年はそれが困難な状況となっています。また、加工施設として、高朝田の森林組合小径木加工施設が以前稼働しておりましたが、平成20年前後までは、国策としての間伐が切捨て間伐となることで間伐材の生産加工ができないという状態に陥り、経営改善のため、製材機器を売却されたということがございます。現在、間伐は国策としての国産材の自給率50%を打ち出す中で搬出間伐になっていますが、なかなか町内で製材できる環境ということにはなっておりません。これらの木材利用に関する諸問題の改善、解決には森林環境譲与税の活用が可能であり、今後研究を進めていきたいと考えています。

以上、小島議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。

町内産の木材を活用していく、利用していく、そういう形でたくさんの取組がありますので、その辺りのPRをもっとお願いできたら、町民の皆さんが、あ、こういうことやってるんだと、神河町はいろいろやっているということが分かるんじゃないかと思えますので、お願いしたいと思えます。

次に、将来、森林資源を活用した生産性を高めるためにも、当町にもぜひ必要と思われる記事がありました。と言いますのは、森林環境教育を推進するために有識者委員会を、先月の8月の時点で林野庁は立ち上げたというものです。この立ち上げの中で、新型コロナウイルス感染対策に必要な三密回避が可能な自然の中で、伸び伸び育てる保育、あるいは小・中学校での自然観察など、森林教育の積極導入を教育関係者にも呼びかけられるということです。今までにも、この森林教育プログラムありましたですけれども、今度はまた新しく、新たな教育プログラムを策定するとのこと。学校が取り組みやすいように、森林を保有する自治体とのマッチング体制の整備や、人材育成の手法も検討されています。子供の個性や主体性を伸ばして、環境問題の関心を高める効果も期待されます。さらに、森林教育の推進は、都市部の住民が特定の地方と継続的に関わりを持つ、関係人口の拡大にもつながると見られています。林野庁の幹部の方は、森林教育を通して生まれる関係人口が、今後の山村を支える大きな力になるのではないかとの見解もされています。

そこで、当町の森林環境を生かしての取組として、これは1年や2年ではできないと思いますが、新たな森林環境教育受入れの整備を今から予算化も含めて準備していただければどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

林野庁からの情報では、森林環境教育等の充実の項目の中で、小・中学校の総合的な学習の時間における身近な森林の活用や機会の提供、木のよさを学ぶ木育の推進等が上げられています。また、その目的は、持続可能な社会の構築に果たす森林、林業の役割や、木材利用の意義に対する国民の理解と関心を高めることとされています。この森林環境教育の推進については、我が町として、町内の児童生徒に対して行うものと、町外、主に都市部の児童生徒に対して提供するもの、これら2つの視点から、現在の考えを述べさせていただきます。

まず、将来、神河町の森林管理に対し、関係者ではなく当事者になる可能性もある町内の子供たちに森林環境教育を行うことは、非常に有意義であると考えます。身近に活用できる森林としては、学校に近く、過去に遊歩道整備等を実施した東柏尾の薬神の森や、新野の里山防災林整備地が上げられます。しかし、薬神の森が平成10年、新野の里山防災林が平成18年と、いずれも整備から年月が経過しており、活用には現地踏査や階段等老朽施設の補修、場合によっては、新たな伐採等も必要であると思われます。また、総合的な学習には、ゲストとして指導に当たる講師等よりも、学習の目的や企画を明確に立案し、事後に子供たちの考察を深めるためのフォローを行う担任教員の指導が欠かせません。当町における森林環境教育の推進、事業化には、まずは林務部門と教育部門での十分な議論が必要であると考えます。

次に、関係人口の拡大に主眼を置いた都市部の児童生徒への森林環境教育の場、いわゆるフィールドとプログラムの提供についてであります。まず、場としては、峰山高原ホテル、砥峰自然交流館、グリーンエコー笠形、新田ふるさと村など、既存の観光交流施設の活用が最適であると考えます。例示したこれらの施設は、いずれも町内に2か所ある県立自然公園の区域内、または直近に位置し、周辺には木材の供給源となる人工林がふんだんにあることから、森林の役割、木材利用の意義を同時に学ぶことができ、施設の利用促進、関係人口の拡大という意味では、町としても大きな魅力と言えます。

また、これらの施設では、その立地と特徴を生かし、施設ごとに異なるプログラムの提供が可能です。例えば峰山高原では、リラクシアの森で広葉樹林の役割を、サイクリングコース沿いの県有林で針葉樹人工林の現状を、キャンプ場やスキー場では、森林のレクリエーション利用について考え、学ぶことができます。このようなプログラムの提供には、森の案内人とも言える指導者が不可欠であり、施設ごとに指導者を配置することが理想です。しかし、例えば昔から周辺の森を知る地域の高齢者や林業者がその役割を担うことができれば、参加者にはより印象深い体験となると同時に、地域にとっても相応のメリットがあると言えます。また、これらの施設の中には、既に登山等を通じた森林体験のメニュー化を検討しているところもあり、施設の事業メニューとして森林環境教育が定着すれば、まさに理想的と言えます。

いずれにしても、当面の最優先課題である間伐を推進する中で、今後、林野庁か

ら示されるであろうプログラム案等の内容を注視しながら、木材の利用促進等と並行して研究を進めたいと考えています。

以上、小島議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。神河町の将来を見通した施策をぜひお願いしたいと思います。

昨年7月に西粟倉村への研修視察をされたということですが、それから約1年がたちます。改めて質問させていただきます。西粟倉村は、当町と同じように山間部の町でありながら、当町とは地理的にも面積的にも違いがありますが、何もしなかったら今のような発展はなかったであろうと思います。逆に、この神河町も特徴を生かして施策を確実に練っていけば、将来性が見えてくるものと思います。その西粟倉村を視察されている研修の中で学んでこられたことの中に、偶然でラッキーだったということもあったとのことですが、その成功の裏には、不断の努力と将来にかける夢や信念のようなものが深く流れていたのではないかと考えています。この神河町でも将来のためにいろいろと施策が練られていますが、視察から1年が経過して、これからの町政として実施可能な事業、あるいは方向性はどうかということの今どこまで進んでいるかなということですが、その進捗状況を、視察で得られたものを基にして教えていただければと思います。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

西粟倉村視察で得られたものということですが、総務文教常任委員会における学校跡地活用の中で報告させていただいたとおりでございます。たまたま偶然でラッキーだったとおっしゃっていましたが、まずは、村としてのストーリー性であったと思います。百年の森構想という一点突破での情報発信力が、人をつないだ結果と受け止めています。そして、生きるを楽しむという合い言葉は、まさしく住む人の多様性を認めるまちづくりのあかしだと感じています。西粟倉村として、これまでの50年とこれからの50年、これからの50年をしっかりと木を育てて搬出していく。そして、町内で製材、加工していける環境をつくる。この覚悟を、村として、村民全員で覚悟ができたというところが私は非常に大きかったというふうに思っております。

平成の合併において、中学生以上の98%回収の住民アンケートでは、55対45で合併しない選択をされた人口1,500人足らずの高齢化率36%の西粟倉村。2004年、地域再生マネージャー事業でのある実業家、アマタ株式会社の熊野英介氏との出会い。第一次産業が元気になれば、中山間地は活性化する。大量生産、大量消費の時代は終わる。関係性とストーリーを大切にした産業の創出を目指し、人と人とのつながりを大切にすることで潤う心の産業。これを、心産業を展開されたこと。その中で、川上と表現する自治体はしっかりとよい山を育てる。川下と表現する民間は付加価値をつけて

その木を売っていく。この仕掛けが外部の方の力で、さらに一緒にやりたいという人を呼び込んだ。まさしく人の魅力に人がついてくることの証明であった。そうありたいとの思いから、どう仕掛けづくりをしていくかということ。行政は、民間の多様性が発揮できる環境づくりに取り組まれた。その結果が、人が人を呼び込むまちづくりにつながったと感じています。

先日、兵庫県町村会100周年記念シンポジウムで、パネラーとしても青木村長が登壇されていましたが、強調されていたのは、多様性を認める、多様な価値の存在は、多様な生き方をする人の存在によって見いだされるもの。また、その価値は地域に限定されるものではなく、全ての人々が共有できるもの。単調な価値観にとらわれないためには、より多くの地域間の人の交流が欠かせない。交流をどう進めていくかがその地域の将来を決めていくことになるということであり、様々な可能性を探求することこそが、まちづくりの基本であることを再認識したところであります。

改めて、神河町の魅力は、合併10周年でも紹介させていただきましたが、豊かな自然、山、川、田畑の恵み、加えて兵庫県のど真ん中で、播但連絡道、中国自動車道、そしてJR播但線のアクセスにより、姫路へは40分、京阪神へも1時間半という絶好の立地条件にある便利な田舎であるということです。「住むならやっぱり神河町」と言えるまちづくりが基本であり、それを具体的に推し進める施策として、交流から関係、そして定住への取組として、移住者、企業が来たいと思うまちづくり、若者がこれからも、いや、一旦神河町を離れたとしても、神河町を思う、大好き、私たちの町神河の魅力をどんどん発信していくまちづくりが大切だと感じています。

これからの事業展開は、空き家、学校跡地をはじめとした再生計画において、負の遺産と捉えるのか、可能性のある財産と捉えるのかといった発想の転換、工夫や、山、田畑においても、それを魅力と考える人たちをしっかりと受け入れる環境づくり。今回のコロナの影響で、IT、ICT通信化がさらに私たちの生活の中に新しい生活様式として定着する可能性も感じていますし、さらに世界的な大交流時代の中で、外国人を含めた移住者の受入れやスローライフなども含め、どのような将来に向かっていくのかの断定はできませんが、一つ言えることは、神河町には住み続けられる条件があるということです。受皿が広いということは、まちづくりの焦点が不明確だという意見があるかもしれませんが、一人一人が神河町には住み続けられる条件、可能性が無限に広がっている町だと言い切れるかどうかだと思っております。住んでよし、起業してよし、播磨、京阪神へ通ってよし、の神河町だと思っておりますが、議員御質問の森林を生かした一次産業の活性化、森林資源の活用は、神河町が避けては通れない課題であると同時に、無限の可能性を秘めた大切な財産でもあります。個人財産の譲与を受けるといった視点も含めて、森林環境譲与税を効果的に活用ができるための環境整備、森林施策の充実は不可欠であると考えております。さらに、将来に対応する必要がある課題として、IT、ICTの通信環境だと考えています。それらを踏まえて、各種事業展開を行って

いるところでございます。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 詳しい説明をどうもありがとうございました。

今の答弁の中で、終わりのほうですけれども、第一次産業の活性化、森林資源の活用とあります。これは避けては通れない課題であるとのことですが、これに向けての具体的なシナリオ、そういうものは、今、町の中にはあるんでしょうか、その計画というようなものですね。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 御質問ありがとうございます。

小島議員の森林政策に対する御質問、これまでも答弁してきたとおりでございます。当面の町がやるべきことにつきましては、国、県の補助事業、そしてまた森林、昨年からのスタートした森林環境譲与税を活用しながら、まずは、この間伐を精力的に進めていく、目標である年間300ヘクタールを達成する。そこに全力を挙げていきたいと考えておりますし、その中には町単独補助事業も盛り込んでおまして、その事業については森林環境譲与税を使いながら、これまで2分の1の補助であったものを10分の10というふうな形で進めていきたいと考えておりますし、森林管理の点についても、これまでの答弁でも申し上げたとおりでございます。活用ができる、搬出できるところについては、森林組合を中心とした林業事業者にも再委託をしていく。そして、なかなか活用できないところは行政がしっかりと受け止めて、そこは搬出ではなく切捨て間伐をしながら、それが二次災害につながらないような対応をさせていただきたい。これを毎年しっかりとやって積み上げていく。これをまず目標としていきたいと考えております。

そして、もう一つは、やはり長期的な視点に立つことでございます。その中には、議員の質問にもございましたように、林野庁がもう少しすれば具体化して出てくるであろう、これからの森林資源を活用した教育も含めて、長期的な部分を具体化していかなければいけないというふうに考えております。

いずれにしても、80%以上と言いながら、正確には87%が森林でございます。その70%が人工林でありまして、その多くがもう適齢伐期に来ているということでもあります。そのような中で、手入れができてないという、そういった環境の悪化によって野生動物の生息場所がなかなかない中で、それが人家に出てきて被害が拡大しているということでもあります。そういった野生動物の住めるエリアも含めて、長期的な展望に立って、針葉樹、広葉樹、そして実のなる樹木、そういったところの森林整備を、長期的な考え方に基づいてこれから具体的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございました。

そういう具体的なシナリオがあれば、長期スパンに合わせた、いわゆる計画というよ

うなものもまとめておられたら、今後分かりやすいかなと思います。そういうことができればとの私の願いです。

いろいろと本当にありがとうございました。この神河町に眠る多くの森林資源をより有効に活用できる施策の実現目指して、そして、持続可能なまちづくりが進みますようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。明日から9月24日まで休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から9月24日まで休会と決定いたしました。

次の本会議は、9月25日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後0時18分散会
